

知立市後期高齢者福祉医療費給付要綱

知立市福祉給付金支給要綱（昭和58年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）による医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

（受給資格者）

第2条 この要綱により、後期高齢者福祉医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する法の規定による医療を受けることができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 知立市障害者医療費支給条例（昭和48年知立市条例第37号）に規定する受給資格者。この場合において、同条例第3条第1号の規定の適用はないものとする。
- (2) 知立市母子家庭等医療費支給条例（昭和53年知立市条例第35号）に規定する受給資格者。この場合において、同条例第2条第2項第2号の規定の適用はないものとする。
- (3) 知立市精神障害者医療費支給条例（平成13年知立市条例第40号）に規定する受給資格者。この場合において、同条例第2条第2項第1号の規定の適用はないものとする。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の規定による措置入院患者
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条の規定による入院勧告・措置により入院した結核患者、同法第20条の規定による入院勧告・措置により入院した結核患者及び入院期間を延長された結核患者並びにこれと同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する中核市の長が認めた者
- (6) 独り暮らしの者であって、法の規定による医療に関する給付が行われた日（以下「医療給付日」という。）の属する年度分（当該医療給付日の属する月が4月から7月までの間にあつては、前年度分とする。次号において同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免税される者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次号において同じ。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である者
- (7) 常時臥床若しくはこれに準ずる状態又は重度若しくは中度の認知症の状態であつて、生活介護を受けていることが3月以上継続している者のうち、その者

の属する世帯の主たる生計維持者が、医療給付日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者又は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者

(居住地特例)

第3条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項に規定する病院等（以下この条において「病院等」という。）に、同項に規定する入院等（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる前条に該当する者については、前条の規定にかかわらず受給資格者とする。

2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる前条に該当する者については、前条の規定にかかわらず受給資格者としな

(適用除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受給資格者とし

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 法令の規定により、この要綱と同等な給付を受けることができる者

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証（交付・更新）申請書（様式第1）に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、後期高齢者福祉医療費受給者証（様式第2。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開始日」という。）から開始日以後最初に到来する7月31日（その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。以下「有効期限」という。）までとする。

4 前項の規定にかかわらず、第2条第1号及び第3号に該当する受給資格者の受給者証の有効期限は、これらの号において引用する条例に規定する有効期限とする。

5 受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、第8条第3項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(受給者証の更新申請等)

第6条 受給者が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証（交付・更新）申請書に有効期限の後も引き続き受給者であることを証明することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請については、前条第2項及び第3項までの規定を準用する。

この場合において、同条第3項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日（）」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替える。

- 3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付申請）

第7条 受給者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、後期高齢者福祉医療費受給者証再交付申請書（様式第4）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

- 2 受給者証を破損し、又は汚損した場合の前項に規定する申請には、その受給者証を添えるものとする。

- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

（医療費の支給）

第8条 市長は、受給者の疾病又は負傷について、法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と、当該疾病又は負傷について国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が、当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を医療費として支給する。ただし、第2条第3号に規定する受給資格者のうち、知立市精神障害者医療費支給条例第2条第1項第2号に該当することにより、入院して行われる精神障害の医療を受けた場合は、医療保険自己負担額の2分の1を医療費として支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の療養に要する費用額の算定方法の例により算定した額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

- 3 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第1項の規定により、受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

- 4 前項の規定により支払いがあったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

（医療費支給申請）

第9条 前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者は、後期高齢者福祉医療費支給申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、当該医療費について前条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添付しなければならない。

（支給時期）

第10条 前条第1項の申請による医療費は、法の規定による医療に関する給付額が決定した月の翌々月に支給するものとする。ただし、市長がこれらの月以外の

月に支給することが必要と認める場合においては、この限りでない。

(医療費の請求)

第11条 第8条第3項の規定により市長から支払いを受ける医療機関等は、請求書を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する請求があったときは、第9条第1項の規定による申請があったものとみなす。

(支給額の返還)

第12条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償の支払いを受けたときは、その額の限度において、医療費の全額若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第13条 この要綱により医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差押えをすることができない。

(届出義務)

第14条 受給者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その旨を当該変更のあった日から起算して14日以内に後期高齢者福祉医療費受給資格等変更届(様式第6)に、当該変更のあったことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 当該受給者が受給者と認定されたときに該当するものとされた第2条各号に掲げる要件

2 受給者が、受給資格者でなくなったときは、速やかに、後期高齢者福祉医療費受給資格喪失届(様式第7)により、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

3 受給者は、医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、第三者の行為による被害届(様式第8)により、市長に届け出なければならない。

(報告)

第15条 市長は、医療費の支給に関し、必要と認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者、又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(医療費に関する処分の通知)

第16条 市長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもって、その内容を申請者に通知しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日において、改正前の知立市福祉給付金支給要綱（以下「旧要綱」という。）第3条に規定する受給資格者に該当する者（平成20年3月31日まで認定を受けていた受給資格者に限る。）のうち、改正後の知立市後期高齢者福祉医療費給付要綱（以下「新要綱」という。）第2条に規定する受給資格者に該当しないものについては、新要綱に規定する受給資格者に該当するまでの間は、受給資格者とみなす。この場合において、医療費の支給については、証明書による支払の方法によるものとする。
- 3 前項の医療費の支給については、第8条から第10条まで及び第12条の規定を準用する。この場合において、第8条及び第10条中「法」とあるのは、「国民健康保険法、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）」と読み替えるものとする。
- 4 施行日より前に行われた診療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 5 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により交付された福祉給付金受給資格証明書兼支払証明書は、新要綱の規定により交付された後期高齢者福祉医療費給付支払証明書とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。